

## SEK マーク繊維製品認証基準の主な改訂のポイント

(2024年10月1日付け認証基準)

No.	認証基準 条項No.	改訂のポイント
1	1 項 適用範囲	<p>■表 1-2-2 海外販売できる SEK マーク 「抗ウイルス加工」を「抗ウイルス加工(Excellent effect)」と「抗ウイルス加工(Good effect)」に区分しました。</p>
2	5 項 SEK マーク表示方法	<p>■5.1 表示項目と表示順序 抗ウイルス加工の Excellent effect と Good effect の SEK マークの同時表示は不可であることを追記しました。</p> <p>■表 5-1 付記用語 「抗ウイルス加工」の付記用語を「抗ウイルス加工(Excellent effect)」と「抗ウイルス加工(Good effect)」に区分し、「99.9%」と「99%」を追記しました。</p> <p>■図 5-1 SEK マークとカラー表示 抗ウイルス加工マーク「Excellent effect」と「Good effect」を追記しました。</p> <p>■図 5-3 抗ウイルス加工マークの表示例 抗ウイルス加工マークを「Excellent effect」に入れ替え、付記用語に「99.9%」を追記しました。</p> <p>■図 5-3 抗ウイルス加工マークの注意表示例 「2 時間放置」を「2 時間静置」に修正しました。また、「特定のウイルスの数 99.9%減少は JIS L 1922 に基づく試験によりウイルスの数が 1/1000 に減少することを示し、使用環境下での効果を必ずしも保証するものではありません。」を追記しました。</p> <p>■5.4 SEK マーク管理規程 規程番号「JEC306」を追記しました。</p>
3	15 項 試験機関	<p>■表 15-1 機能性試験の指定試験機関 機能性試験の指定試験機関一覧表を削除し、別途 JEC301-1「機能性試験の指定試験機関・指定試験所一覧表」を制定しました。 (本認証基準とは分離して管理することとしました。)</p>
4	21 項 消臭性試験	<p>■21.3 官能試験法に用いる試験対象臭気成分の濃度 付表 7 及び付表 8 を、付表 5 及び付表 6 に修正しました。</p>
5	24 項 抗ウイルス性試験	<p>■表 24-1 抗ウイルス性試験方法 放置時間を静置時間に修正しました。</p> <p>■24.3 評価基準 表 24-3 「評価基準」を表 24-3-1 「評価基準」と表 24-3-2 「試験成立条件」に区分し、表 24-3-1 「評価基準」には Excellent effect と Good effect の評価基準を記載しました。 また、表 24-3-2 「試験成立条件」には JIS L 1922 の改正に伴い、「JIS L 1922 の 10.6 対照試験にて 10.6.2.6 項の条件を満たすこと」を追記しました。更に、標準布の感染価の減少値を &lt;math&gt;1.0&lt;/math&gt; に改正しました。 欄外 <math>\log(Vb)</math>、<math>\log(Vc)</math> の 2 時間放置後を 2 時間静置後に修正しました。</p> <p>■24.5 抗ウイルス加工の注意表示 「2 時間放置」を「2 時間静置」に修正しました。 また、「ウイルス数 99.9% (若しくは 99%) 減少は JIS L 1922 に基づく試験によりウイルス数が 1/1000 (若しくは 1/100) に減少することを示し、使用時の環境を保証するものではありません。」を追記しました。</p>

／以上